



# 鳥取県公報

平成 19 年 5 月 8 日 (火)  
第 7 8 8 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定の一部改正 (418) (景観まちづくり課) . . . . . 2 屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (419) (〃) . . . . . 5 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の補欠選挙について 届出のあった候補者の氏名及び住所 (420) (〃) . . . . . 11 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の補欠選挙については 投票を行わない旨の告示 (421) (〃) . . . . . 11
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (54) . . . . . 11

# 告 示

**鳥取県告示第418号**

昭和53年鳥取県告示第438号（鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）<u>別表第1第1号ア及びイ</u>に規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">路線名</th> <th style="width: 80%; text-align: center;">地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道9号</td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、<u>鳥取市福部町細川、海土及び湯山、同市伏野、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢束、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本</u> </div> </td> </tr> </tbody> </table>	路線名	地 域	一般国道9号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、<u>鳥取市福部町細川、海土及び湯山、同市伏野、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢束、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本</u> </div>	<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）<u>別表第1個別的基準の項第1号ア及びイ</u>に規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">路線名</th> <th style="width: 80%; text-align: center;">地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道9号</td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、<u>福部村大字細川、大字海土及び大字湯山、鳥取市伏野、気高町大字宝木、大字下坂本、大字浜村及び大字八束水、青谷町大字青谷、羽合町大字橋津及び大字久留、泊村大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北条町江北、国坂、田井、下神及び松神、大栄町大字西園、大字由良宿、大字妻波及び大字大谷、東伯町大字逢束、大字徳万、大字丸尾、大字笠見及び大字八橋、赤碕町大字別所及び大字赤碕、<u>淀江町大字今津、大字淀江及び大字西原、大山町国信及び末吉、</u> </u></div> </td> </tr> </tbody> </table>	路線名	地 域	一般国道9号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、<u>福部村大字細川、大字海土及び大字湯山、鳥取市伏野、気高町大字宝木、大字下坂本、大字浜村及び大字八束水、青谷町大字青谷、羽合町大字橋津及び大字久留、泊村大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北条町江北、国坂、田井、下神及び松神、大栄町大字西園、大字由良宿、大字妻波及び大字大谷、東伯町大字逢束、大字徳万、大字丸尾、大字笠見及び大字八橋、赤碕町大字別所及び大字赤碕、<u>淀江町大字今津、大字淀江及び大字西原、大山町国信及び末吉、</u> </u></div>
路線名	地 域								
一般国道9号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、<u>鳥取市福部町細川、海土及び湯山、同市伏野、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢束、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本</u> </div>								
路線名	地 域								
一般国道9号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、<u>福部村大字細川、大字海土及び大字湯山、鳥取市伏野、気高町大字宝木、大字下坂本、大字浜村及び大字八束水、青谷町大字青谷、羽合町大字橋津及び大字久留、泊村大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北条町江北、国坂、田井、下神及び松神、大栄町大字西園、大字由良宿、大字妻波及び大字大谷、東伯町大字逢束、大字徳万、大字丸尾、大字笠見及び大字八橋、赤碕町大字別所及び大字赤碕、<u>淀江町大字今津、大字淀江及び大字西原、大山町国信及び末吉、</u> </u></div>								

	木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、淀江及び西原の地域
一般国道29号	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺、八頭町堀越、下坂、門尾、奥谷、宮谷、郡家、西御門、市谷、殿、花、大門、富枝、南及び北山並びに若桜町大字大野、大字中原、大字浅井及び大字若桜の地域
一般国道53号	鳥取市河原町袋河原、長瀬、河原、谷一木及び渡一木、同市用瀬町用瀬並びに智頭町大字智頭の地域
略	
一般国道179号	湯梨浜町大字田後、大字光吉及び大字久留並びに三朝町大字今泉の地域
一般国道180号	米子市奥谷、石井及び奈喜良、南部町福成、法勝寺及び落合並びに日野町根雨、高尾及び上管の地域
一般国道181号	米子市宗像、日原及び兼久、伯耆町大殿、吉長、岸本、長山及び溝口、日野町根雨及び高尾並びに江府町大字佐川、大字小江尾、大字江尾及び大字武庫の地域
略	
一般国道313号	倉吉市関金町関金宿並びに同市福山、石塚、上古川、小鴨、蔵内、中河原、生田、不入岡及び和田の地域
略	
一般国道482号	鳥取市佐治町加瀬木及び江府町大字江尾の地域
県道鳥取鹿野倉吉線	三朝町大字片柴、大字砂原及び大字三朝の地域
県道倉吉青	湯梨浜町大字原、大字松崎、

	名和町大字東坪、大字西坪、大字御来屋及び大字富長、中山町田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像の地域
一般国道29号	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺、郡家町大字堀越、大字下坂、大字門尾、大字奥谷、大字宮谷、大字郡家、大字西御門、大字市谷、大字殿、大字花及び大字大門、八東町大字富枝、大字南及び大字北山並びに若桜町大字大野、大字中原、大字浅井及び大字若桜の地域
一般国道53号	河原町大字袋河原、大字長瀬、大字河原、大字谷一木及び大字渡一木、用瀬町大字用瀬並びに智頭町大字智頭の地域
略	
一般国道179号	羽合町大字田後、大字光吉及び大字久留並びに三朝町大字若宮の地域
一般国道180号	米子市奥谷、石井及び奈喜良、西伯町大字福成、大字法勝寺及び大字落合並びに日野町根雨、高尾及び上管の地域
一般国道181号	米子市宗像、日原及び兼久、岸本町大殿、吉長及び岸本、日野町根雨及び高尾、江府町大字佐川、大字小江尾、大字江尾及び大字武庫並びに溝口町長山及び溝口の地域
略	
一般国道313号	関金町大字関金宿並びに倉吉市福山、石塚、上古川、小鴨、蔵内、中河原、生田、不入岡及び和田の地域
略	
一般国道482号	佐治村大字加瀬木及び江府町大字江尾の地域
県道鳥取鹿野倉吉線	三朝町大字片柴、大字砂原、大字三朝及び大字山田の地域
県道倉吉青	泊村大字原並びに東郷町大字

谷線	大字中興寺、大字旭、大字龍島及び大字長和田の地域
略	
県道赤碓大山線	琴浦町大字赤碓及び大山町羽田井の地域
略	
県道郡家鹿野気高線	鳥取市気高町浜村及び勝見並びに同市鹿野町今市及び鹿野の地域
略	
県道米子丸山線	米子市蚊屋、浦津、上新印、下新印及び一部並びに伯耆町丸山及び金屋谷の地域
県道東郷湖線	湯梨浜町大字光吉、大字上浅津及び大字下浅津の地域
県道上浅津田後線	湯梨浜町大字上浅津及び大字田後の地域
県道長和田羽合線	湯梨浜町大字田後及び大字長和田の地域
県道余子停車場線	境港市竹内町の地域
県道東郷羽合線	湯梨浜町大字光吉及び大字松崎の地域
県道大山淀江インター線	米子市淀江町今津並びに大山町唐王及び末長の地域
県道倉吉江府溝口線	倉吉市関金町安歩及び大鳥居並びに伯耆町長山、溝口及び金屋谷の地域
県道三朝温泉木地山線	三朝町大字三朝及び大字山田の地域
略	
県道羽合東伯線	湯梨町大字田後並びに北栄町江北、国坂、田井、弓原、北尾、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷の地域
県道若葉台東町線	鳥取市桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺の地域

(2) 鉄道

線路名	地 域
西日本旅客鉄道株式会社伯備線	米子市二本木、伯耆町吉長、押口、岸本、長山及び溝口、日南町生山、中石見及び上石見、日野町根雨、黒坂及び上菅並び

谷線	松崎、大字中興寺、大字旭、大字龍島及び大字長和田の地域
略	
県道赤崎大山線	赤碓町大字赤碓及び大字羽田井の地域
略	
県道郡家鹿野気高線	気高町大字浜村及び大字勝見並びに鹿野町大字今市及び大字鹿野の地域
略	
県道米子丸山線	米子市蚊屋、浦津、上新印、下新印及び一部、岸本町丸山並びに溝口町金屋谷の地域
県道東郷湖線	羽合町大字光吉、大字上浅津及び大字下浅津の地域
県道上浅津田後線	羽合町大字上浅津及び大字田後の地域
県道長和田羽合線	羽合町大字田後及び東郷町大字長和田の地域
県道東郷羽合線	羽合町大字光吉及び東郷町大字松崎の地域
県道大山淀江インター線	淀江町大字今津並びに大山町唐王及び末長の地域
県道倉吉江府溝口線	関金町大字安歩及び大字大鳥居並びに溝口町長山、溝口及び金屋谷の地域
県道三朝温泉木地山線	三朝町大字三朝の地域
略	
県道羽合東伯線	羽合町大字田後、北条町江北、国坂、田井、弓原、北尾、下神及び松神並びに大栄町大字西園、大字由良宿、大字妻波及び大字大谷の地域

(2) 鉄道

線路名	地 域
西日本旅客鉄道株式会社伯備線	米子市二本木、岸本町吉長、押口及び岸本、日南町生山、中石見及び上石見、日野町根雨、黒坂及び上菅、江府町大字佐川、

	に江府町大字佐川、大字小江尾、大字江尾及び大字武庫の地域		大字小江尾、大字江尾及び大字武庫並びに溝口町長山及び溝口の地域
西日本旅客鉄道株式会社山陰本線	岩美町大字浦富、大字新井、大字岩本及び大字大谷、 <u>鳥取市福部町細川及び栗谷、同市伏野、同市気高町宝木、浜村及び勝見並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園、大字中興寺及び大字松崎、北栄町北尾、弓原及び由良宿、琴浦町大字徳万、大字丸尾、大字保、大字笠見、大字八橋及び大字赤碕、大山町上野、所子、国信、末長、唐王、西坪、御来屋、富長、田中、赤坂、塩津、住吉、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋及び浦津並びに同市淀江町今津、淀江及び西原の地域</u>	西日本旅客鉄道株式会社山陰本線	岩美町大字浦富、大字新井、大字岩本及び大字大谷、 <u>福部村大字細川及び大字栗谷、鳥取市伏野、気高町大字宝木、大字浜村及び大字勝見、青谷町大字青谷、泊村大字小浜、大字石脇、大字泊及び大字園、東郷町大字中興寺及び大字松崎、北条町北尾及び弓原、大栄町大字由良宿、東伯町大字徳万、大字丸尾、大字保、大字笠見及び大字八橋、赤碕町大字赤碕、淀江町大字今津、大字淀江及び大字西原、大山町上野、所子、国信、末長及び唐王、名和町西坪、大字御来屋及び大字富長、中山町田中、赤坂、塩津、住吉、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋及び浦津の地域</u>
西日本旅客鉄道株式会社因美線	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺並びに同市用瀬町用瀬、八頭町奥谷、宮谷及び郡家並びに智頭町大字智頭の地域	西日本旅客鉄道株式会社因美線	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺、 <u>郡家町大字奥谷、大字宮谷及び大字郡家、用瀬町大字用瀬並びに智頭町大字智頭の地域</u>
若桜鉄道株式会社	<u>八頭町郡家、船岡、北山及び南並びに若桜町大字若桜の地域</u>	若桜鉄道株式会社	<u>郡家町大字郡家、船岡町大字船岡、八東町大字北山及び大字南並びに若桜町大字若桜の地域</u>
略		略	

**鳥取県告示第419号**

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、

改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 条例第2条第1項第1号の知事が指定する地域は、次に掲げる国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲50メートル以内の地域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県指定保護文化財</td> <td style="text-align: center;">神崎神社本殿</td> <td style="text-align: center;">東伯郡琴浦町大字赤碕</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側50メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道9号</td> <td>鳥取市福部町湯山字池淵2070-1地先から同市浜坂字宇都路谷1042-2地先まで 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953-8地先から同郡北栄町東園字沖稻場763-1地先まで 西伯郡大山町安原字朝引749-1地先から島根県との県境まで 鳥取市気高町八束水字鶴木谷755-1地先から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道178号</td> <td>岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭651-14地先から同町大字牧谷字砂濱690-128地先まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	所在地	略			県指定保護文化財	神崎神社本殿	東伯郡琴浦町大字赤碕	略			路線名	区 間	略		一般国道9号	鳥取市福部町湯山字池淵2070-1地先から同市浜坂字宇都路谷1042-2地先まで 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953-8地先から同郡北栄町東園字沖稻場763-1地先まで 西伯郡大山町安原字朝引749-1地先から島根県との県境まで 鳥取市気高町八束水字鶴木谷755-1地先から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで	一般国道178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭651-14地先から同町大字牧谷字砂濱690-128地先まで	<p>鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県県土整備部都市計画課並びに日野総合事務所県土整備局及び各地方県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 条例第2条第1項第1号の知事が指定する地域は、次に掲げる国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲50メートル以内の地域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県指定保護文化財</td> <td style="text-align: center;">神崎神社本殿</td> <td style="text-align: center;">東伯郡赤碕町大字赤碕</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側50メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道9号</td> <td>岩美郡福部村大字湯山字池淵2070-1地先から鳥取市浜坂字宇都路谷1042-2地先まで 東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下1953-8地先から同郡大栄町大字東園字沖稻場763-1地先まで 西伯郡大山町安原字朝引749-1地先から同市陰田町962-1地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道178号</td> <td>岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭651-14地先から同町大字牧谷字砂濱690-128地先まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	所在地	略			県指定保護文化財	神崎神社本殿	東伯郡赤碕町大字赤碕	略			路線名	区 間	略		一般国道9号	岩美郡福部村大字湯山字池淵2070-1地先から鳥取市浜坂字宇都路谷1042-2地先まで 東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下1953-8地先から同郡大栄町大字東園字沖稻場763-1地先まで 西伯郡大山町安原字朝引749-1地先から同市陰田町962-1地先まで	一般国道178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭651-14地先から同町大字牧谷字砂濱690-128地先まで
種別	名称	所在地																																							
略																																									
県指定保護文化財	神崎神社本殿	東伯郡琴浦町大字赤碕																																							
略																																									
路線名	区 間																																								
略																																									
一般国道9号	鳥取市福部町湯山字池淵2070-1地先から同市浜坂字宇都路谷1042-2地先まで 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953-8地先から同郡北栄町東園字沖稻場763-1地先まで 西伯郡大山町安原字朝引749-1地先から島根県との県境まで 鳥取市気高町八束水字鶴木谷755-1地先から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで																																								
一般国道178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭651-14地先から同町大字牧谷字砂濱690-128地先まで																																								
種別	名称	所在地																																							
略																																									
県指定保護文化財	神崎神社本殿	東伯郡赤碕町大字赤碕																																							
略																																									
路線名	区 間																																								
略																																									
一般国道9号	岩美郡福部村大字湯山字池淵2070-1地先から鳥取市浜坂字宇都路谷1042-2地先まで 東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下1953-8地先から同郡大栄町大字東園字沖稻場763-1地先まで 西伯郡大山町安原字朝引749-1地先から同市陰田町962-1地先まで																																								
一般国道178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭651-14地先から同町大字牧谷字砂濱690-128地先まで																																								

一般国道183号	日野郡日南町丸山字下モ河原177 - 1地先から同郡日野町福長字吹ノ原中道下夕1620地先まで
一般国道313号	倉吉市和田字沼551 - 1地先から東伯郡北栄町弓原字東浜1121 - 2地先まで
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1地先から同町大字尾見字中村皆地117 - 5地先まで
略	
県道赤碓大山線	西伯郡大山町羽田井字萩原1731 - 1地先から同町大山字博労座43 - 8地先まで
県道倉吉赤碓中山線	東伯郡琴浦町大字中津原字家ノ上374 - 2地先から同町大字別宮字上馬野212 - 1地先まで
	東伯郡琴浦町大字山川字新田ケ平ル656 - 2地先から西伯郡大山町羽田井字萩原1844 - 10地先まで
略	
県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字中津原字家ノ上377 - 2地先から倉吉市関金町野添字野津3526 - 3地先まで
県道倉吉江府溝口線	倉吉市関金町明高字野中982 - 5地先から西伯郡伯耆町岩立字辻堂1067 - 1地先まで
略	
県道大山口停車場大山線	略
	西伯郡大山町大山字大山115 - 5地先から同郡伯耆町岩立字榎水高原9 - 5地先まで
県道湯山鳥取線	鳥取市福部町湯山字池淵2072 - 3地先から同市覚寺字椎谷847 - 10地先まで
県道大山寺岸本線	西伯郡伯耆町金屋谷字朽谷原3 - 1地先から同町小林字下ノ原120 - 1地先まで
略	
県道鳥取砂丘細川線	鳥取市福部町細川字湊726 - 608地先から同市福部町湯山字高浜2164 - 457地先まで
	鳥取市福部町細川字湊727 - 44地先から同字727 - 57地先まで
略	
岩美町道陸	岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑33

略	
県道赤碓大山線	西伯郡中山町羽田井字萩原1731 - 1地先から同郡大山町大山字博労座43 - 8地先まで
県道倉吉赤碓中山線	東伯郡東伯町大字中津原字家ノ上374 - 2地先から同町大字別宮字上馬野212 - 1地先まで
	東伯郡赤碓町大字山川字新田ケ平ル656 - 2地先から西伯郡中山町羽田井字萩原1844 - 10地先まで
略	
県道東伯野添線	東伯郡東伯町大字中津原字家ノ上377 - 2地先から同郡関金町大字野添字野津3526 - 3地先まで
県道倉吉江府溝口線	東伯郡関金町大字明高字野中982 - 5地先から日野郡溝口町岩立字辻堂1067 - 1地先まで
略	
県道大山口停車場大山線	略
	西伯郡大山町大山字大山115 - 5地先から日野郡溝口町岩立字榎水高原9 - 5地先まで
県道湯山鳥取線	岩美郡福部村大字湯山字池淵2072 - 3地先から鳥取市覚寺字椎谷847 - 10地先まで
県道大山寺岸本線	日野郡溝口町金屋谷字朽谷原3 - 1地先から西伯郡岸本町小林字下ノ原120 - 1地先まで
略	
県道鳥取砂丘細川線	岩美郡福部村大字細川字湊726 - 608地先から同村大字湯山字高浜2164 - 457地先まで
略	
岩美町道陸	岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑33

上中央線	- 1地先から同町大字小羽尾字浜頭651 - 14地先まで
------	-------------------------------

(2) 次に掲げる道路の日野川側500メ - トル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道181号	日野郡日野町根雨字ヲソコエ713 - 1地先から西伯郡伯耆町溝口字柳原59 - 2地先まで
略	

3 条例第2条第1項第4号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

名称	地 域
東郷池	東伯郡湯梨浜町大字松崎のうち字上町、字長坂、字阿弥陀、字南岡平、字町浦、字田町、字仲町及び字新町の地域、同町大字旭の地域、同町大字中興寺のうち字谷口、字市場頭、字中坪、字松原、字小草及び字四月井手の地域、 <u>同町</u> 大字龍島の地域並びに <u>同町</u> 大字はわい温泉のうち字宮ノ本の地域
略	

4 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メ - トルを超え、1,000メ - トル以内の地域で当該道路から展望できる場所

略	
一般国道9号	西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から鳥根県との県境まで 鳥取市気高町八束水字鶴木谷755 - 1地先から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで
一般国道183号	日野郡日南町丸山字下モ河原177 - 1地先から同郡日野町福長字吹ノ原中道下夕1620地先まで
一般国道313号	倉吉市和田字沼551 - 1地先から東伯郡北栄町弓原字東浜1121 - 2地先まで
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷

上中央線	- 1地先から同町大字小羽尾字浜頭651 - 14地先まで
福部村道細川湊線	岩美郡福部村大字細川字湊727 - 44地先から同字727 - 57地先まで

(2) 次に掲げる道路の日野川側500メ - トル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道181号	日野郡日野町根雨字ヲソコエ713 - 1地先から同郡溝口町溝口字柳原59 - 2地先まで
略	

3 条例第2条第1項第4号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

名称	地 域
東郷池	東伯郡東郷町大字松崎のうち字上町、字長坂、字阿弥陀、字南岡平、字町浦、字田町、字仲町及び字新町の地域、同町大字旭の地域、同町大字中興寺のうち字谷口、字市場頭、字中坪、字松原、字小草及び字四月井手の地域並びに <u>同郡</u> 羽合町大字上浅津のうち字宮ノ本の地域
略	

4 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メ - トルを超え、1,000メ - トル以内の地域で当該道路から展望できる場所

略	
一般国道9号	西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から同市陰田町962 - 1地先まで



号	578 - 1 地先から同町大字尾見字 中村皆地117 - 5 地先まで
---	---

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	鳥取市鹿野町河内字別所河原2711 - 3地先から東伯郡三朝町大字三徳字馬場1578 - 3地先まで
県道赤碕大山線	東伯郡琴浦町大字赤碕字溝上谷詰東平297 - 1地先から西伯郡大山町羽田井字萩原1731 - 1地先まで
県道名和岸本線	略 西伯郡大山町飯戸字向原1544 - 3地先から同郡伯耆町吉定字岡本392地先まで
県道倉吉江府溝口線	西伯郡伯耆町岩立字辻堂1051地先から同町溝口字澤田59 - 2地先まで
略	

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道183号	2の(1)、2の(2)及び5の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道313号	2の(1)及び5の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道373号	2の(1)及び5の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道482号線	略 鳥取市用瀬町用瀬字樋ノ口475 - 2地先から同市佐治町栃原字辰巳峠385地先まで
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	鳥取市幸町1 - 6地先から同市鹿野町鹿野字大工町尻2443 - 10地先まで 略
略	
県道倉吉青谷線	倉吉市上井町一丁目10 - 14地先から東伯郡湯梨浜町大字園字池淵2191 - 1地先まで
県道倉吉由	全線

号	
---	--

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	気高郡鹿野町大字河内字別所河原2711 - 3地先から東伯郡三朝町大字三徳字馬場1578 - 3地先まで
県道赤碕大山線	東伯郡赤碕町大字赤碕字溝上谷詰東平297 - 1地先から西伯郡大山町羽田井字萩原1731 - 1地先まで
県道名和岸本線	略 西伯郡大山町飯戸字向原1544 - 3地先から同郡岸本町吉定字岡本392地先まで
県道倉吉江府溝口線	日野郡溝口町岩立字辻堂1051地先から同町溝口字澤田59 - 2地先まで
略	

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道183号	2の(2)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道313号	県内全線
一般国道373号	県内全線
一般国道482号	略 八頭郡用瀬町大字用瀬字樋ノ口475 - 2地先から八頭郡佐治村大字栃原字辰巳峠385地先まで
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	鳥取市幸町1 - 6地先から気高郡鹿野町大字鹿野字大工町尻2443 - 10地先まで 略
略	
県道倉吉青谷線	倉吉市上井町一丁目10 - 14地先から東伯郡泊村大字園字池淵2191 - 1地先まで
県道倉吉由	一般国道9号との重用区間以外の

良線	
略	
県道鳥取国府岩美線	鳥取市吉方二丁目514地先から同市国府町雨滝字細入212 - 4地先まで
略	
県道郡家鹿野気高線	鳥取市河原町袋河原字上内河原1 - 1地先から同市長谷字川向319 - 1地先まで 鳥取市鹿野町鹿野字大工町尻2447 - 10地先から同市気高町浜村字西浜783 - 1124地先まで
略	
県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字丸尾字女給102 - 2地先から同町大字別宮字松平213 - 1地先まで
県道倉吉江府溝口線	倉吉市関金町安歩字金谷渡り393 - 5地先から同市関金町大字明高字野中965 - 1地先まで
略	
県道長和田羽合線	全線
県道余子停車場線	全線
略	
県道三朝温泉木地山線	東伯郡三朝町大字三朝字森崎774 - 4地先から同町大字山田字徳呂844 - 8地先まで
略	
県道羽合東伯線	全線
県道若葉台東町線	全線
町道岸本大原線	西伯郡伯耆町久古字陣場1469 - 3地先から同町大原字上原的場834 - 1地先まで
大山第2広域農道	西伯郡伯耆町丸山字大曾根2249 - 1地先から同町丸山字赤溜600 - 1地先まで
岸溝農免農道	西伯郡伯耆町大原字上原的場834 - 1地先から同町大原字上原山937 - 1地先まで

(4) 略

(5) 次に掲げる鉄道の大山側500メートル以内の地域及び大山に面しない側200メートル以内の地

良線	区間
略	
県道鳥取国府岩美線	鳥取市吉方二丁目514地先から岩美郡国府町大字雨滝字細入212 - 4地先まで
略	
県道郡家鹿野気高線	八頭郡河原町大字袋河原字上内河原1 - 1地先から鳥取市長谷字川向319 - 1地先まで 気高郡鹿野町大字鹿野字大工町尻2447 - 10地先から同郡気高町大字浜村字西浜783 - 1124地先まで
略	
県道東伯野添線	東伯郡東伯町大字丸尾字女給102 - 2地先から同町大字別宮字松平213 - 1地先まで
県道倉吉江府溝口線	東伯郡関金町大字安歩字金谷渡り393 - 5地先から同町大字明高字野中965 - 1地先まで
略	
県道長和田羽合線	全線
略	
県道三朝温泉木地山線	東伯郡三朝町大字三朝字森崎774 - 4地先から同町大字大瀬字栗谷ノ内本谷1 - 1地先まで
略	
県道羽合東伯線	全線
町道岸本大原線	西伯郡岸本町久古字陣場1469 - 3地先から同町大原字上原的場834 - 1地先まで
大山第2広域農道	西伯郡岸本町丸山字大曾根2249 - 1地先から同町丸山字赤溜600 - 1地先まで
岸溝農免農道	西伯郡岸本町大原字上原的場834 - 1地先から同町大原字上原山937 - 1地先まで

(4) 略

(5) 次に掲げる鉄道の大山側500メートル以内の地域及び大山に面しない側200メートル以内の地

域で当該鉄道から展望できる場所			域で当該鉄道から展望できる場所		
線路名		区間	線路名		区間
西日本旅客 鉄道株式会 社	伯備線	西伯郡伯耆町溝口字矢 ノ尻755 - 4 地先から 米子市今在家字下井ノ 上42 - 2 地先まで	西日本旅客 鉄道株式会 社	伯備線	日野郡溝口町溝口字矢 ノ尻755 - 4 地先から 米子市今在家字下井ノ 上42 - 2 地先まで
	略			略	
(6) 略			(6) 略		

**鳥取県告示第420号**

平成19年6月3日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の補欠選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定に基づく届出のあった候補者の氏名及び住所は、次のとおりであるので、同条第5項の規定により告示する。

平成19年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名 住 所

高橋 務 米子市道笑町二丁目242

船越 安之 米子市角盤町四丁目106

**鳥取県告示第421号**

平成19年6月3日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の補欠選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、投票を行わないものとし、同条の規定により告示する。

平成19年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第54号**

平成19年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成19年5月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成19年5月10日（木） 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題

(1) 鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区における当選の効力に係る異議の申出に関する審理について

(2) その他